

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「経営理念」として掲げております。そして、このような「経営理念」を実現するために、グループ役員職員の行動指針として、「安全の重視」、「社会への貢献」、「取引先の尊重」、「コンプライアンスと社会秩序の維持」、「差別の廃絶・人権の尊重」、「環境の保護」及び「情報開示とコミュニケーション」の7項目からなる「行動憲章」を定め、それを実践することでステークホルダー間の利害調整と効率的な企業活動の実現を図っております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「行動憲章」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方に基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性、透明性及び効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- (1)株主の権利を実質的に確保するための適切な対応と株主がその権利を適切に行使できる環境の整備とを行うとともに、全ての株主の実質的な平等性の確保に配慮します。
- (2)株主、従業員、お客様、取引先、債権者及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの権利・立場を尊重し、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)財務情報のみならず非財務情報についても適切な開示がなされるように主体的に取り組み、分かりやすく有用性の高い情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、適切なリスクテイクを支える環境整備や取締役に対する実効性の高い監督等の役割・責務を適切に果たします。監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を適切に果たします。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。確定給付企業年金制度及び退職一時金制度の積立金の管理及び運用に関しては、社外の信託銀行及び生命保険会社と委託契約を締結しております。

社外機関による運用実績等については、担当の人事部門がモニタリングしております。人事部門においては、企業年金連合会での研修受講等を通じて、担当者の資質向上への取り組みを進めてまいります。

【補充原則 4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社取締役会は、経営理念や行動憲章、経営戦略等を踏まえた最高経営責任者等に求める要件を設定し、最高経営責任者等を選任しておりますが、最高経営責任者等の後継者計画を取締役会が適切に監督する体制を強化するため、2019年10月を目処に任意の指名・報酬諮問委員会を設置する予定としております。

【原則 4-2 取締役会の役割・責務(2)、補充原則 4-2-1 経営陣の報酬の適切な設定】

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対してインセンティブを与えるべく、取締役の報酬については、職位による「基本報酬」に加え、目標業績達成の場合は賞与を支給し、目標業績未達成の場合は基本報酬から一部を返上しております。

また、取締役の報酬の一部を役員持株会へ拠出できる制度を設けており、株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した取り組みも行ってまいります。

今後につきましては、報酬制度の設計と具体的な報酬額の決定に係る手続の客観性・透明性を高めるべく、2019年10月を目処に任意の指名・報酬諮問委員会を設置する予定としております。

【補充原則 4-3-1 経営陣幹部の選解任に関する手続】

取締役会は、適切に当社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映しておりますが、経営陣幹部の選解任に関し、より公正かつ透明性の高い手続によるべく、2019年10月を目処に任意の指名・報酬諮問委員会を設置する予定としております。

【補充原則 4-3-2 最高経営責任者の選任に関する手続、補充原則4-3-3 最高経営責任者の解任に関する手続】

取締役会は、適切に当社の業績等の評価を行い、その評価を最高経営責任者の人事に適切に反映しておりますが、最高経営責任者の選解任に関し、より客観性・透明性のある手続によるべく、2019年10月を目処に任意の指名・報酬諮問委員会を設置する予定としております。

【補充原則 4-10-1 経営陣幹部・取締役の指名・報酬等の検討に対する独立社外取締役の適切な関与】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達していませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等の特に重要な事項に関する検討に当たっては、独立社外取締役3名を含む取締役会において、独立社外取締役が適切な関与・助言を行っており、取締役会の機能の独立性・客観性を担保できております。

特に、経営陣幹部の選解任及び報酬等の検討に関しては、独立社外取締役のより一層の関与・助言を得て、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2019年10月を目処に任意の指名・報酬諮問委員会を設置する予定としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4 政策保有株式】

<当社の政策保有に関する方針>

投資目的以外の目的で上場株式を保有するに当たっては、経済合理性(当社が資本コストの観点から定める投資基準に照らし、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかどうか等)の検証、保有目的の適切性(例えば、投資先企業との取引その他の関係の維持強化を目的とする場合は、当該関係の維持強化が当社の中長期的な収益拡大・企業価値の向上に資するかどうか等)の検証を行い、保有することの合理性が認められた株式に限り保有することとしております。

これに対して、経済合理性や保有目的の適切性の検証の結果、保有することの合理性が認められなくなった株式については、適宜縮減する方向で検討を行うこととしております。

上記方針に基づき、社内手続きに則り本年5月開催の取締役会において個々の上場株式の保有意義の具体的な検証を行いました。

<当社の政策保有株式の議決権行使の基準>

議決権行使については、画一的な基準で機械的に賛否を判断するのではなく、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかや、投資先企業の企業価値の向上に資するかどうか等を考慮しつつ、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかという観点から、総合的な検討を行っております。

なお、著しい経営悪化や重大な企業不祥事があった場合には、反対の議決権行使の検討も含め、慎重に判断いたします。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による事前承認・結果の報告を実施しております。なお、当社には、現在、親会社及びその他の主要株主に該当する株主は存在しておらず、それらの者との取引を行うことがないため、そのような取引に関する手続は定めておりません。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料及び経営報告書にて開示しておりますのでご参照ください。

経営理念(<https://www.iino.co.jp/kaiun/company/philosophy.html>)

経営戦略、中期経営計画(<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/plan.html>)

経営報告書(https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/library_annual.html)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する当社の基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、「1 - 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬につきましては、第115期定時株主総会において、報酬総額の限度額を年額5億円と定めております。各取締役の個別の報酬額については、各取締役の職位及び年度毎の業績等に応じて設定された「基本報酬」に加え、目標業績の達成度合いに応じて賞与を支給する等、企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮しております。

また、取締役の報酬の決定手続としては、上記方針を踏まえて策定された社内規程に基づき、代表取締役が各取締役の個別の報酬額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会に提案し、取締役会において慎重に審議をした上で決議しておりますが、報酬の決定に係る手続の客観性・透明性を高めるべく、2019年10月を目処に任意の指名・報酬諮問委員会を設置する予定としております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補については、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名しており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性が確保されることにも配慮しております。

また、監査役候補については、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名しており、財務・会計に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮しております。

取締役候補及び監査役候補の指名については、上記方針に基づき、代表取締役が、監査役候補の場合は、監査役会の同意を得た上で、候補者を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会に提案し、取締役会において慎重に審議をした上で決議しております。

取締役の解任については、取締役の職務執行に不正又は重大な法令もしくは定款違反その他当社経営陣幹部として著しく不相当な事由がある場合に、取締役会において慎重に審議をした上で、株主総会に提出する当該取締役の解任議案または当該取締役が有する役職・地位の解任について決議するものとします。

今後につきましては、取締役の選解任・取締役候補及び監査役候補の指名に関し、より公正性・客観性・透明性を高めるため、2019年10月を目処に任意の指名・報酬諮問委員会を設置する予定としております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役及び監査役の候補者の個々の選任・指名については、定時株主総会招集ご通知の参考書類により開示を行っております。

定時株主総会招集ご通知の参考書類(https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/stock_meeting.html)

なお、取締役の個々の解任については、解任が発生していないため、開示しておりません。

【補充原則 4-1-1 取締役会から経営陣への委任の範囲の概要】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行方法を協議する「経営執行協議会」及びグループを横断してリスク全般を管理するための「リスク管理委員会」、また、同委員会の諮問組織である3つの委員会、「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」、「コンプライアンス委員会」を下位の経営組織として設置しております。

取締役会では、法令又は定款に定められた事項、即ち、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しており、具体的な付議基準として、社内規程により、当社の規模等を考慮した金額基準等を設けて、自らが決定する範囲を明確化しており、自らが決定した事項に関する細目的な事項や、社内規程により取締役会が決定すべき事項とされていない事項については、法令又は定款上、可能な範囲で、社内規程に基づき、代表取締役や下位の経営組織に委任しております。

「経営執行協議会」は取締役会決議に基づいて設置され、取締役会から授權された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議及び経営に関する意見交換・情報交換等を行っております。

「リスク管理委員会」は、取締役会決議に基づいて設置され、グループ全体のリスク管理を効果的かつ効率的に実施するための諸施策を決定及び管理し、また当社の業績に重要な影響を及ぼす等特に重要な経営執行協議会付議案件について予備審議を行い、提案、助言、状況報告等を行っております。

【原則 4-9 社外役員の独立性判断基準及び資質】

社外取締役及び社外監査役に求められる独立性及び資質に関して以下の【社外役員の独立性及び資質に関する基準】を定めております。

【社外役員の独立性及び資質に関する基準】

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役(あわせて以下「社外役員」という)の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

(社外取締役)

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社のより一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

(社外監査役)

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者(注1)
2. 当社を主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額(注4)の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1～8に過去3年間に於いて該当していた者(注5)
10. 上記1～9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
 - (a) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ)
 - (b) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
 - (c) 過去3年間に於いて上記(a)、(b)又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注3)当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注4)多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいう。

(注5)前記4に関しては、過去3年間に於いて、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

(注6)重要な者には、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)が含まれる。

【補充原則 4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方並びに取締役の選任に関する方針・手続】

当社は、取締役会において企業経営における迅速な意思決定、また、より実質的な議論を活発に行うための取締役の人数として、8名以内が適切であると考えております。また、取締役候補の指名に当たっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性が確保されることにも配慮しております。現在は、当社の取締役会は、取締役8名、そのうち、社外取締役は3名の規模で構成されております。

社外取締役には、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことができるという観点から、建設的な意見を持ち、当社のより一層の成長に対する貢献が期待できる人物から選任を行っており、行政監督、外交官の経験や他社の役員経験者、学者等の高い専門性を有する人材を選任する等、知識・経験・能力のバランスと多様性に十分配慮しております。

なお、取締役の選任に関する方針・手続の開示については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則 3-1 情報開示の充実】(4)をご参照ください。

【補充原則 4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の他社での兼任状況については、定時株主総会招集ご通知の参考書類及び有価証券報告書により、毎年開示を行っておりますのでご参照ください。

定時株主総会招集ご通知の参考書類(https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/stock_meeting.html)

有価証券報告書(https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/library_securities.html)

【補充原則4-11-3 取締役会実効性評価の結果の概要】

当社では、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、取締役会の機能を向上させることを目的として、取締役会の実効性につき、2016年度から全取締役及び全監査役を対象として分析と評価を実施しております。

2018年度の評価については、当社の取締役会の役割・責務、規模・構成等の項目につき、無記名のアンケート方式による自己評価を2019年2月に行い、その評価内容を踏まえた上で、取締役会で議論し、分析・評価を行いました。

その結果、当社の取締役会においては、取締役会は適正な構成・員数で運営されており実質的な審議が行えていること、取締役会の支援体制については資料や報告内容の改善や審議の深度化のための社外役員への付議案件の事前説明等も適切であることが確認され、2017年度に続き取締役会の実効性が確保されていると評価しております。

また、2017年度の実効性評価で課題として、取締役会における議論の時間を適切に確保するため報告事項の整理や、付議基準の見直し等に関する意見が出されておりましたが、取締役会への報告事項の整理や付議基準の見直しに加え、重要な事項については社外役員への事前説明を強化することで、一定の改善が見られました。

一方で、取締役会の構成で多様性を確保する必要性や、取締役会の機能(監督機能・重要な意思決定機能)の更なる強化に関する意見等が出され、課題を共有いたしました。

当社取締役会では2018年度の実効性評価の結果を踏まえ、提起された課題について十分な検討を行い、取締役会の実効性のさらなる向上に向けた取り組みを進めてまいります。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

各取締役、各監査役及び各執行役員に対しては、就任時に会社の事業、財務、組織等に関する説明を行うとともに、役員等としての役割・責務について理解するための研修を行っております。また、就任後には、役員研修等の内部セミナーを実施することに加え、自己啓発等を目的とした外部セミナーへの参加、外部団体への加入等を推奨しており、それらの活動を通じて役員等の職務に必要な知識や能力の向上を図っております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主をはじめとするステークホルダーとの対話が重要であると認識しております。株主との対話については、SR広報部担当執行役員をIR担当執行役員として選任するとともに、SR広報課をIR担当部署と位置づけ、IR関連に関する活動を行っております。また株主である海外の投資家との面談についても、原則米国及び欧州を中心としてそれぞれ年1回以上行っております。IR活動については、「3 - 2. IRに関する活動状況」をご参照ください。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関するその他の方針は、以下のとおりです。

- (1)株主との対話全般について統括を行う役員として、社長執行役員及びSR広報部担当執行役員を指定しております。
- (2)SR広報課、経営企画課、経理課等の連携については、SR広報部長が情報の連携状況全般について管理を行っております。
- (3)個別面談以外の対話の手段としては、平成26年度よりアナリスト及び機関投資家向けの決算説明会を開催しております。
- (4)株主との対話を通じて把握された株主の意見・懸念については、年2回程度、取締役会においてIR活動報告のフィードバックを行っております。
- (5)インサイダー情報については、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」に基づき、情報管理責任者(SR広報部担当執行役員)が中心となり、未公表の事実の漏洩を防止しており、株主との対話に際しても未公表の事実を株主に伝えないことを原則とし、株主によるインサイダー取引を惹起しないよう配慮しております。

なお、年に一度、2回にわたり専門講師を招いてインサイダー取引規制研修を行い、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	5,264,275	4.97
株式会社みずほ銀行	4,941,500	4.67
飯野海運取引先持株会	4,724,750	4.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,723,700	3.51
三井住友信託銀行株式会社	3,622,000	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,618,800	3.42
日本生命保険相互会社	2,256,300	2.13
トア再保険株式会社	2,253,100	2.12
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,105,850	1.99
三井住友海上火災保険株式会社	1,991,800	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	海運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
遠藤茂	その他													
大江啓	他の会社の出身者													
吉田康之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

遠藤茂		<p>遠藤氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識等を当社の経営に活かして頂けると判断したため、選任いたしました。</p> <p>また幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮等により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏は日揮株式会社の社外取締役、株式会社ADEKAの社外取締役及び外務省参与を兼務しておりますが、当社は各社及び同省との間に取引関係はありません。</p> <p>したがって、一般株主と利益相反が生ずるおそれはなく、中立的立場を維持していると判断しております。</p>
大江啓		<p>大江氏は、企業経営者としての経験と知識等を当社の経営に活かして頂けると判断したため、選任いたしました。</p> <p>また幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮等により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏は当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>したがって、一般株主と利益相反が生ずるおそれはなく、中立的立場を維持していると判断しております。</p>
吉田康之		<p>吉田氏は、シンクタンクにおける長年の調査および研究で培った豊富な経験と知識等を当社の経営に活かして頂けると判断したため、選任いたしました。</p> <p>また幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、独立の立場から監督機能の発揮等により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏は株式会社タダノの社外取締役を兼務しておりますが、当社は同社の間に取引関係はありません。</p> <p>したがって、一般株主と利益相反が生ずるおそれはなく、中立的立場を維持していると判断しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、監査役、経営監査室及び会計監査人の相互の連携の下にグループ全体の内部統制の強化に努めております。監査役は当社グループの監査を適正に実施するため、会計監査人の独立性を監視しつつ会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、会計監査人と情報交換を行うなど緊密に連携することで、各々の監査の質を高めております。

当社はコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化を目的として2005年10月より内部監査室を設置し、2019年6月より経営監査室に名称を変更しております。経営監査室は「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性の確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携して、グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

また、監査役と経営監査室は原則として毎月一回の定例打合せを開催している他、常勤監査役は経営監査室と必要に応じて都度情報交換を行うことで各々の監査の品質向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀之内博一	他の会社の出身者													
山田義雄	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀之内博一		社外監査役の堀之内博一氏は当社の主要な借入先である株式会社日本政策投資銀行の出身者ですが、2007年6月に退任しており、当社独立性基準に基づき独立性があると判断しております。	堀之内氏は、金融機関における豊富な業務経験と知識及び監査役としての経験と見識を当社の監査に反映して頂けると判断したため選任いたしました。 また、取締役会及び監査役会への出席が可能であり、実質的に監督機能を発揮できると判断しております。なお、同氏は当社との間に特別な利害関係はありません。 したがって、一般株主と利益相反が生ずるおそれはなく、中立的立場を維持していると判断しております。
山田義雄			山田氏は、弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を当社の監査に反映して頂けると判断したため選任いたしました。 また、取締役会及び監査役会への出席が可能であり、実質的に監督機能を発揮できると判断しております。なお、同氏は当社との間に特別な利害関係はありません。 したがって、一般株主と利益相反が生ずるおそれはなく、中立的立場を維持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たしている社外取締役及び社外監査役については全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

各年度の業績に応じ役員賞与を支給しています。また、役員持株会への加入を通じて株価上昇が取締役のインセンティブとなることを期待しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年3月期の役員報酬は、取締役8名に210百万円、監査役4名に40百万円、合計250百万円を支給しております。なお、前記の取締役及び監査役の人数には2018年6月27日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画部担当執行役員が取締役会に先立ち、必要な事前説明及び情報提供を行うとともに、内部統制に関わる重要な会議での討議内容についても報告を行っております。

一方、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役付1名を兼任として配置しており、社外監査役に対するサポートも含めて行っております。また、社外取締役及び社外監査役に対する、経営執行協議会及び取締役会の資料等の事前配布については主として、所管部署のスタッフがサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

業務執行については、執行役員により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、社外取締役を含む取締役会から授権された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。

監査・監督については、監査役、経営監査室及び会計監査人が相互に連携する監査体制を構築しております。

監査役は、常勤監査役1名と社外監査役である非常勤監査役2名が就任しております。監査役付1名が兼任で事務局を担当しております。

経営監査室は、社長執行役員の直属の組織で、室長を監査責任者としております。経営監査室は監査計画に従い定期的に当社及びグループ会社の監査を行い、必要があれば臨時監査を行います。経営監査室長は定期的に社長執行役員に監査報告書を提出しております。また、監査役と経営監査室は原則として毎月一回の定例打合せを開催している他、常勤監査役は経営監査室と必要に応じて都度情報交換を実施しております。会計監査人として「有限責任 あずさ監査法人」を選任しております。

取締役の指名、報酬決定等については、取締役会で審議の上決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と考え、社外取締役3名を含む取締役会と社外監査役2名を含む監査役会を設置し、取締役及び執行役員を含む使用人の職務執行の監督及び監査を行うコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

当社は、社外取締役3名を選任しており、社外取締役が利害関係のない中立的な立場から、取締役及び執行役員を含む使用人への監視機能を発揮する体制を整備しております。

また、監査役が会計監査人及び経営監査室と緊密に連携し、中立的な立場から、取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に対する監視機能を発揮する体制を整備しております。

このような体制により、当社は株主等のステークホルダーの信頼を得て、効率的な企業活動を実現できると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第128期定時株主総会の招集通知は、開催日の3週間以上前である2019年6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第128期定時株主総会は、いわゆる集中日を避け2019年6月26日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2017年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を可能としており、2018年6月開催の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2018年6月開催の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)について英訳版を作成し、自社の英語版ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームウェブサイトで公開しています。
その他	第128期定時株主総会招集通知及びその添付書類を、当社及び各上場証券取引所のホームページに発送日前となる2019年5月28日に掲載し、早期開示を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト及び機関投資家向けの個別説明会及び1年に1度決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則米国及び欧州において、それぞれ年1回以上海外機関投資家向けの個別説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報 (https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/) から業績ハイライト、決算短信、決算補足資料、経営報告書、株主通信、有価証券報告書等のIR資料が閲覧可能となっています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	SR広報部にSR広報課を設置し、SR広報部担当執行役員が事務連絡責任者であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「行動憲章」において次のように規定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 社会への貢献と企業価値の向上 <ul style="list-style-type: none"> 公正、透明、自由な競争のもとで、質の高いサービスと商品を適正な価格で安定的に供給することを通じ、取引先の信頼と満足を得ると同時に社会貢献を果たす。 取引先の尊重 <ul style="list-style-type: none"> 取引先との永い信頼関係はグループの繁栄をもたらす宝であり、役職員は対応の都度自分がグループを代表して信頼関係を築いているという意識をもって行動する。 情報開示とコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> 株主、顧客、従業員、地域社会等全てのステークホルダーの利益に配慮し、理解を得るため、十分なコミュニケーションを行うよう努める。 グループに不利な情報も含め適切かつ遅滞なく開示する。 個別取引先に関する情報、法人・個人を問わず、プライバシーに属する事項は開示対象としない。

環境保全活動、CSR活動等の実施

2004年より「安全・環境報告書」を発行していましたが、2009年より幅広いステークホルダーに当社の全体像を総合的に理解いただくため、従来の「アニュアルレポート」と「安全・環境報告書」を統合し、「経営報告書」として発行しております。

経営報告書の詳細につきましては、https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/library_annual.htmlをご参照ください。

2004年3月に、「海上運送業」を対象としたISO9001(品質マネジメントシステム)及びISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を取得し、さらに、2005年5月にはその適用範囲を「ビル賃貸業」にも拡大した認証を取得しております。また、2004年10月に、当社グループの船舶管理会社であるイノマリンサービス(株)が、国際的な船舶の品質管理を推進しているオランダのグリーンアワード財団からグリーンアワード認証を受けております。

当社の飯野ビルディングは日本政策投資銀行より「DBJ Green Building」の最高ランク評価である「プラチナ」(国内トップクラスの卓越した環境・社会への配慮がなされたビル)及び汐留芝離宮ビルは「ゴールド」(極めて優れた環境・社会への配慮がなされたビル)の認証を2011年9月に続き、2019年3月に再取得しております。

また、飯野ビルディング27階の当社オフィスは、米国の環境対応評価システムであるLEED認証において、2011年11月に最高ランクのプラチナ認証を国内で初めて取得いたしました。

さらに飯野ビルディングは、2013年7月に建築物の環境総合性能評価システムであるCASBEE不動産評価認証制度の先行認証において最高ランク「Sランク」を取得し、2014年2月には建築物の環境総合性能評価システムである「CASBEE-Sランク」認証を国内の貸しビル最高得点で取得いたしました。また、2014年2月に省エネルギー・環境負荷低減に優れた建築物として第5回サステナブル建築賞においてIBEC理事長賞を受賞し、環境に優れた設備技術が評価され、2014年第52回空気調和・衛生工学会技術賞を受賞いたしました。

加えて、2016年3月に省エネ効果の優れた設備に加え、テナント各社様のご協力も評価され、東京都環境確保条例における2015年度「優良特定地球温暖化対策事業所」(トップレベル事業所)に認定されました。2016年7月には一般社団法人日本建設業連合会により、建築主、設計者、施工者の三者相互の理解と協力の下、デザイン、施行技術、稼働後の建築物の運用、維持管理等を総合評価され、「第57回(2016年)BCS賞」を受賞しております。

2018年10月には、飯野ビルディングの事務所基準階部分(7階～27階)で、建築物のエネルギー消費性能を表示する第三者認証制度である「BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)」において、高い環境性能と快適性を同時に実現するビルとして、既存オフィスビルとしては数少ない15つ星を取得いたしました。

また、特に生物多様性保全への取り組みとして、飯野ビルディングは2015年2月に、一般社団法人いきもの共生事業推進協議会が運営する第2回いきもの共生事業所認証(通称:ABINC認証)を取得いたしました。また、2016年10月には、同認証事業所のうちから、特にABINCの普及啓発や生物多様性の主流化への貢献度が高い施設として、第1回ABINC特別賞を受賞し、2018年3月には東京都環境局による「江戸のみどり登録緑地」の優良緑地として登録されました。

さらに安全への取り組みとして、飯野ビルディングは2018年2月に「継続的に消防法令を遵守している」、「法令基準以上の防火へ取り組みを行っている」等、防火安全性の高い優良な防火対象物と認定され、東京消防庁による優良防火対象物認定表示制度に基づく「優良防火対象物認定証」を取得しました。

また、当社のNS虎ノ門ビルでは2018年11月に、東京都港区の良好な景観の形成に功績のあった民間施設に授与される「港区『景観街づくり賞奨励賞』」を受賞しました。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

対外開示とほぼ同時にホームページに掲載、さらに速やかにその英語版も掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録並びに稟議書等の重要な文書及びこれらを記録した情報媒体について、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について審議・提案・助言を行うために「リスク管理委員会」を設置し、その下部機関として「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は三委員会に対する指示を行い、付議・報告を受けると共に、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括します。

当社グループの業務執行においては、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクについて、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」により、当社グループの安全、環境に関する政策立案とその推進を行うと共に、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

また、当社グループのシステム及び事務に関するリスクについては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うと共に、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

更に当社グループの事業に関しては、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に対応します。また、当社グループは、事業地域において大規模地震等が発生した場合を想定した事業継続計画(BCP)を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、執行役員により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、取締役会から授けられた事項の決議及び取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行います。

また、重要事項の決議を行うと共に、取締役・執行役員職務の執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催します。

4. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社グループの取締役・執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスについて、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」(委員長:チーフコンプライアンスオフィサー)により、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図ります。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び経営監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役職員は、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社グループ各社全てに適用される「行動憲章」を基礎に企業活動を行います。

(1)当社の主要なグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社の取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されます。

また、当社の執行役員及び使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けます。

(2)当社グループのリスクを統括管理するために設置された「リスク管理委員会」は、主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」からなる三委員会と連携しながら、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行います。

(3)当社の主要なグループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画に基づき行われており、その進捗状況は当社に定期的に報告されます。

(4)当社社長執行役員直属の経営監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携して、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社は、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要とします。

また、監査役スタッフが監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、かつ役職員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

8. 監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けます。

(2)常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から職務の執行に関する報告を受けます。

(3)常勤監査役は、経営執行協議会において受けた職務の執行に関する報告の内容を監査役会において他の監査役に報告します。

(4)当社グループの役職員が社内に違法行為、企業倫理に違反する行為があるまたはその懸念があると判断した場合は、当社が速やかにその事実を認識し適正な是正措置を講じることができるよう、内部通報制度を設けております。

「内部通報制度運用規程」においては、当社人事部長及び当社が指定する外部の弁護士が内部通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、「コンプライアンス委員会」及び内部通報窓口担当者から当該報告を受けます。

(5)「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」では、内部通報をした当社グループの役職員は、不利益を受けないことを保証することが明記されております。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上します。但し、緊急又は臨時で監査役が支出した費用については、事後、当社に支払いを請求します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤監査役が上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、報告を受けます。

また、監査役は必要に応じ随時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、事業の報告を求めることができます。

更に監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、経営監査室と逐次情報交換を行うなど、緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「行動憲章」において「社会秩序を尊重し、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりを持ってはならない。」と定めるとともに、当社グループ共通の規程として「反社会的勢力対応規程」を設け、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭などの要求をしてきた場合には、当社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、2019年6月26日開催の第128期定時株主総会において、事前警告型の買収防衛策を議案として諮り、同議案は出席株主の過半数の賛同を得て、承認決議されました。

買収防衛策の内容につきましては、当社ホームページのIR情報に掲載されております2019年4月26日付「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」(<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/8bc0c5f4/45b5/4944/84e2/023a024120ce/140120190426412204.pdf>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

1. 取締役の選任の決議要件

当社における取締役の選任手続きは、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

2. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

(1) 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、市場取引等により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は実質質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

3. 適時開示体制の概要

(1) 適時開示に関する基本方針

当社は、企業活動を行う場合の基本的な指針として定めている「行動憲章」に基づき、株主や取引先等全てのステークホルダーの利益に配慮し、理解を得るために十分なコミュニケーションを行うよう努めております。また、当社グループに不利な情報も含め適切かつ遅滞なく情報開示を実施しております。

(2) 情報取扱責任者及び担当部署について

開示する情報については、所管となる各部署が開示資料の作成等を行い、情報管理部門の情報取扱責任者に遅滞なく通知します。情報取扱責任者は、SR広報部担当執行役員があたり、情報取扱責任者を補佐する事務局はSR広報部とし、開示実務責任者はSR広報部長であります。SR広報部は、それぞれの所管となる各部署と連携して子会社に係る情報も含めて適時開示を行います。

(3) 開示情報の把握体制について

投資者等に対して適時適切に会社情報を開示するために、当社は「適時開示規程」を制定しております。同規程に基づき情報取扱責任者及び担当部署は、取締役会、当社各部署及び子会社と連携して、情報収集に努めております。

・取締役会との連携については、経営企画部が取締役会事務局を務めており、適時開示に該当する事項のうち重要な事項については取締役会の議題として付議し、決議結果を迅速に開示できる体制をとっております。また、災害時の発生事実については、当社が定めた「危機管理基本規程」に基づき設置された緊急対策本部の指示・了解を得た上で開示を行うこととしております。

・当社各部署との連携については、必要に応じ会議を開き、開示事項に該当する可能性がある事実の把握が出来る体制をとっております。

・子会社との連携については、経営企画部が子会社管理の所管部署となり、月1回の連結月次決算状況等の把握を通じて、開示に係る情報の把握に努めております。

(4) 「業務等に関する重要事実」等の管理体制について

当社は、当社が定めた「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に基づき、役員及び従業員その他当社と雇用契約を締結している者並びに派遣等により当社の業務に従事しているすべての者が、取得した内部情報の管理を行っております。

・開示対象となる内部情報は、「適時開示規程」に基づき、経営執行協議会を経て取締役会に付議され、SR広報部長及び開示の所管となる各部署の部長は、内部情報の管理責任者として、当該内部情報が公表されるまでの間の情報管理を行っております。

・SR広報部長又は開示の所管となる各部署の部長により内部情報が公表された後、SR広報部長は公表の認定を行い、当該内部情報の管理を解除しております。

・役職員が取引先の内部情報を取得した場合においても、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に基づき、当該情報の漏洩防止のために必要な措置をとっております。

(5) インサイダー取引防止について

当社は、前述した「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に基づき、役職員のインサイダー取引を未然に防ぐ取組みを行っております。

・役職員が内部情報を知った場合は、当該内部情報が公表されるまでの間は、株式等の売買その他の取引及び取引推奨行為を禁止しております。

・役員が当社株式等を売買する場合は、事前に「当社株式売買届出書」を業務管理部担当執行役員へ提出し、職員が当社株式等を売買する場合は、事前に「当社株式売買届出書」を業務管理部長へ提出し、承認を受けることとしております。

・未公表の内部情報がある場合は、業務管理部担当執行役員又は業務管理部長は役職員の当社株式等の売買等の中止を求めることがあります。

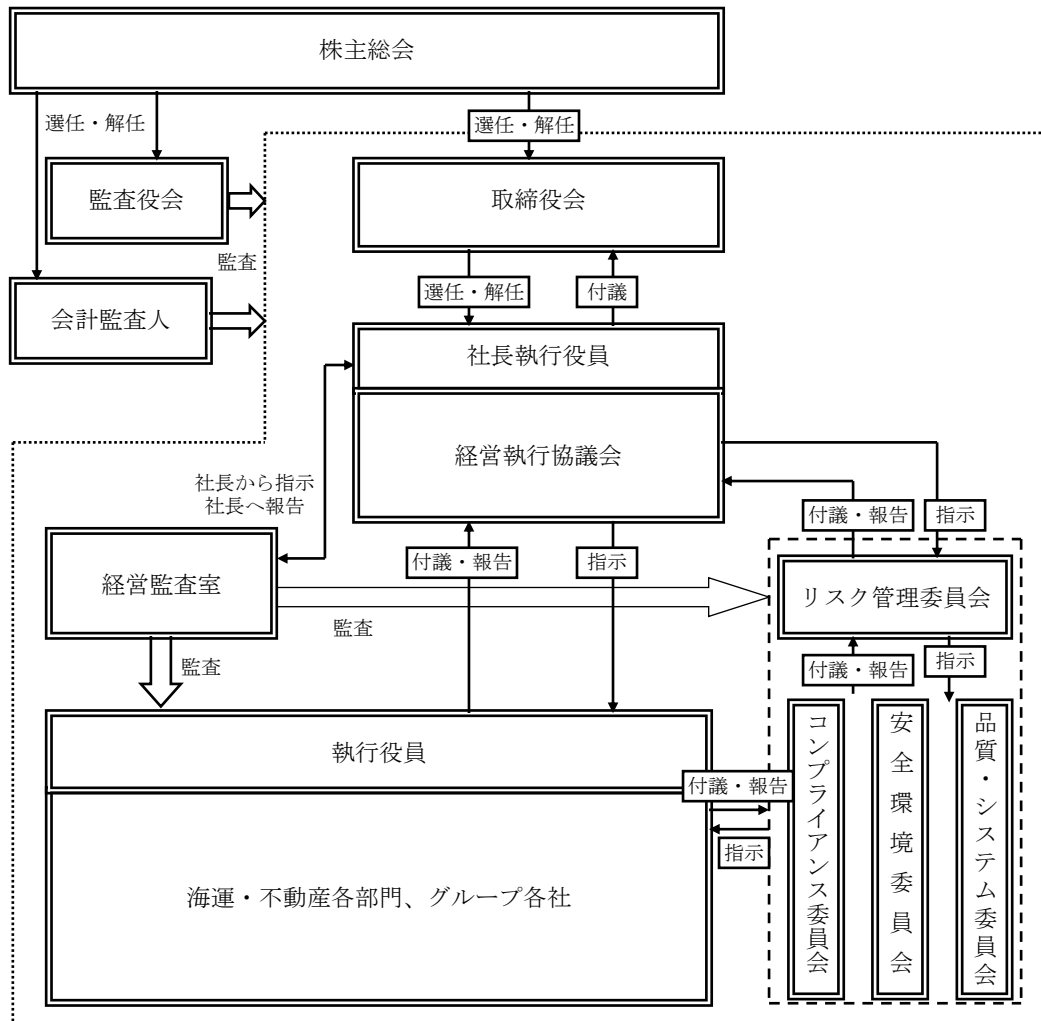
・毎年、当社グループの全役職員を対象に、インサイダー取引の防止及び内部情報の管理についての研修を行い、周知徹底に努めております。

(6) 適時開示のモニタリング体制について

監査役は、当社が定めた「監査役監査基準」において定める「企業情報開示体制の監査」の規定に基づき、会社情報を適正かつ適時に開示するための体制が構築され運用されていることを監視・検証しております。

上記の適時開示体制の模式図は添付2の通りです。

当社のコーポレート・ガバナンス体制



会社情報の把握及び開示並びに適時開示体制

